

平成 20・21 年度厚生労働科学研究報告書
(政策科学総合研究事業)

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の
構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究

総合・総括研究報告書

研究代表者 松本伊智朗

平成 22 (2010) 年 3 月

目 次

研究組織 (p2)

総合研究報告 (p3)

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究 松本伊智朗

平成 21 年度総括研究報告 (p22)

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援
松本伊智朗

平成 21 年度分担研究報告

I 社会的不利・生活困難と子ども虐待

- 1 虐待の重症度と生活困難との関連 (畑千鶴乃) (p57)
- 2 子どもの虐待と家族関係—ステップファミリーの分析を通して (中澤香織) (p66)

II 健康・障害と子ども虐待

- 3 虐待事例に見られる養育者のメンタルヘルスの問題—早期支援のあり方の検討 (澤田いずみ) (p76)
- 4 複合的な困難という視点からみる虐待と障害 (藤原里佐) (p84)

III 保育所・学校における支援

- 5 就学前児童の虐待と保育機関の関わり (品川ひろみ) (p95)
- 6 学童の虐待の現状と小学校の役割 (戸田まり) (p108)
- 7 被虐待児の教育機会と社会的自立を保障する条件—中等教育段階を中心として— (大澤真平) (p116)

IV 施設入所と終結をめぐる課題

- 8 施設入所をめぐる諸課題—入所決定過程と児童相談所・家族— (栗山隆) (p136)
- 9 子ども虐待問題の援助における「終結」の判断—ネグレクトケースの分析 (横山登志子) (p154)

付録 調査転記表 (p164)

研 究 組 織

主任研究者 松本伊智朗 札幌学院大学

分担研究者

岩田 美香 法政大学
栗山 隆 北星学園大学
小西 祐馬 長崎大学
澤田いずみ 札幌医科大学
品川ひろみ 札幌国際大学短期大学部
田中 康雄 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター
戸田 まり 北海道教育大学札幌校
藤原 里佐 北星学園大学短期大学部

研究協力者

大場 信一 北海道中央児童相談所
川股 英嗣 北海道中央児童相談所
柴田 和永 札幌市児童福祉総合センター
穴田 幸治 札幌市児童福祉総合センター
家村 昭矩 名寄市立大学短期大学部
横山登志子 札幌学院大学
畑 千鶴乃 函館短期大学
福間 麻紀 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター
大澤 真平 北海道大学大学院教育学院博士課程
山田 千春 北海道大学大学院教育学院博士課程
中澤 香織 北海道大学大学院教育学院博士課程
常盤野文子 札幌学院大学大学院臨床心理学研究科修士課程
横尾 昌弘 北海道大学大学院教育学研究院修士課程
前田絵梨奈 札幌学院大学卒業生

総合研究報告 (p3)

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の
構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究

松本伊智朗

「子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援の
あり方に関する実証的研究」総合報告

主任研究者 松本伊智朗 札幌学院大学

分担研究者

岩田 美香 法政大学
栗山 隆 北星学園大学
小西 祐馬 長崎大学
澤田いずみ 札幌医科大学
品川ひろみ 札幌国際大学短期大学部
田中 康雄 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター
戸田 まり 北海道教育大学札幌校
藤原 里佐 北星学園大学短期大学部

研究協力者

大場 信一 北海道中央児童相談所
川股 英嗣 北海道中央児童相談所
柴田 和永 札幌市児童福祉総合センター
穴田 幸治 札幌市児童福祉総合センター
家村 昭矩 名寄市立大学短期大学部
横山登志子 札幌学院大学
畑 千鶴乃 函館短期大学
福間 麻紀 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター
大澤 真平 北海道大学大学院教育学院博士課程
山田 千春 北海道大学大学院教育学院博士課程
中澤 香織 北海道大学大学院教育学院博士課程
常盤野文子 札幌学院大学大学院臨床心理学研究科修士課程
横尾 昌弘 北海道大学大学院教育学研究院修士課程
前田絵梨奈 札幌学院大学卒業生

研究要旨

子ども虐待問題は、家族における生活の不安定と貧困、養育者の心身の疾病や障害、家族関係上の葛藤、子どもの健康と発達上の困難、社会的孤立と排除、社会資源や公的支援へのアクセスの困難などが、複合的に連鎖しするなかで生起し、あるいは深刻化する。被虐待児の回復と社会的自立の困難も、被虐待体験による負因のみならず、こうした家族の不利を基底に持つ。本研究は、こうした複合的な諸困難の構造を明らかにすることを通して、総合的な社会的支援のあり方を検討することを目的とする。

調査対象は平成 15 年度に北海道内すべての児童相談所（札幌市児童相談所および道立 8 児童相談所）において虐待相談として受理したもののうち、当該児童の受理時の年齢が 5 歳、10 歳、14 歳、15 歳のもの 129 例すべてである。研究班メンバーが各児童相談所を訪問し、児童票より必要事項を調査・転記し、個人情報保護が可能な形で整理しえた 119 例が分析対象である。

分析の結果、貧困と社会的孤立が大きな背景として確認された。また大多数の家族に、子どもの障害、養育者の障害やメンタルヘルスの問題などの不利と困難が重複していた。経済的困窮、家族変動、夫婦間暴力、子どもの障害、養育者の疾病と障害、社会的孤立が重なり合い、複合的な不利が形成される中で、子育ての困難が子ども虐待問題として表面化すると仮説的に考えられる。また「虐待以前・虐待以外」の問題が、こうした不利と困難を背景とした時間の経過の中で「虐待」に転化・深刻化していく事例が少なからず確認できる。貧困とは現実の生活過程においては、可能性の制限と対応能力の低下、不利と困難の連鎖・蓄積の過程である。したがって虐待家族に対するソーシャルワーク的介入は、この連鎖を切る機能を持つ必要がある。また児童虐待に対する政策的対応は、広く生活基盤の安定と個々の不利と困難を緩和するための政策を含まなければならない。これは予防的措置でもあると同時に、介入後の支援の基盤でもある。今回の検討からは特に、①所得保障と生活基盤の安定、すなわち直接的な貧困対策、②DV防止と被害者支援、③障害児の療育と支援、④不登校（園）・いじめ対策等、子どもを排除しない保育所や学校体制、⑤地域での精神保健と精神医療、⑥知的障害等の脆弱性を抱えた親への支援、⑨被虐待児の後期中等教育の保障と社会的自立の支援、⑩施設入所や終結の際のアセスメントと評価、等の充実が不可欠であり、これらを前提に児童相談所における介入とソーシャルワーク、地域を基盤にした連携と支援が有効に機能しうると考えられる。

また児童相談所の支援の開始時点は、虐待通告受理以前にさかのぼるものが半数強あり、ひとつの事例の支援に長い時間的経過があることが確認できる。社会資源必要量の推計の基礎となる児童相談所等関係機関の負荷量は、通告事例数ではなく事例の累積数を基礎にすべきである。これを受理後の平均関わり期間で見ると単年度受理数の 2.4 倍、最初の関わりからの期間で見ると受理数の 4.6 倍と推計される。

A 研究目的

子ども虐待問題は、家族における生活の不安定と貧困、養育者の心身の疾病や障害、家族関係上の葛藤、子どもの健康と発達上の困難、社会的孤立と排除、社会資源や公的支援へのアクセスの困難などが、複合的に連鎖するなかで生起し、あるいは深刻化する。被虐待児の回復と社会的自立の困難も、被虐待体験による負因のみならず、こうした家族の不利を基底に持つ。本研究は、こうした複合的な諸困難の構造を実証的に明らかにすることを通して、総合的な社会的支援のあり方を検討することを目的とする。

わが国の子ども虐待問題に対する対応は、今後は子どもの回復と自立のための支援と、地域での支援を可能にする社会資源の整備が焦点になる。一方で、家族と子どもを取り巻く経済的格差の拡大と生活の不安定化が進行し、家族の直面する問題はより複雑化している。したがってこの複合的な困難の構造を明らかにし、不利と困難の連鎖をどこで食い止め、虐待の深刻化を防ぐかを検討することは、不可欠の作業となる。このため本研究では、子ども家族福祉論・貧困研究・児童精神医学・発達心理学・保育社会学・障害児者問題研究などの多領域の研究者の共同作業で行う、家族の生活問題の分析を基礎におく。

なお本総合報告は、本冊子の後半に掲載されている平成 21 年度総括報告と分担研究報告の取りまとめと要約という性格を持ち、付表は省略している。付表と詳細な分析結果については、個々の報告を合わせて参照されたい。

B 研究方法

1 調査対象

平成 15 年度に北海道内すべての児童相談所（札幌市児童相談所および道立 8 児童相談所）において虐待相談として受理したもののうち、当該児童の受理時の年齢が 5 歳、10 歳、14 歳・15 歳のものすべてで、合計 129 例である。うち 8 例はケース移管等で情報が不十分、2 例は事例の内容から個人情報保護が困難と判断し、この 10 例を対象から除外した。結果として 5 歳が 49 例、10 歳が 28 例、14 歳・15 歳が 42 例の合計 119 例が分析対象となった。

平成 15 年度を取り上げることで、受理から調査時点までの 5 年間の支援経過と予後进行分析することが可能になる。5 歳、10 歳、14 歳・15 歳の年齢を対象にしたのは、すべての年齢を対象にした悉皆調査が時間の制約から難しいことに加えて、受理時点でこれらの年齢の者は、調査時点までの 5 年間で「学校」に関わる変動を経験するからである。すなわちこの 5 年間に、5 歳の子どもは小学校に入学し一定期間を過ごす、10 歳の子どもは中学校に入学し、場合によっては中学卒業とその後の進路選択を経験する、14 歳・15 歳の子どもは中学を卒業しその後の進路選択を経験すると同時に、調査時点では「18 歳未満」という児童福祉法の対象年齢を超え「自立」の問題に直面する。このように調査対象年度と年齢を設定することで、受理時点からの経過と予後を、特に「学校」に関わる変動と進路選択・自立の問題に関わらせて分析することが可能になる。

2 調査方法

調査員が各児童相談所を訪問し、当該事例の相談記録を閲覧、調査転記票に記入し整理する方法をとった。記入に当たっては、まず一例ごとの相談経過を読み解いて家族と子どもの状況を理解する必要があることから、整理と転記には、1例あたり平均的には5時間前後、短いもので2時間、長いもので10時間程度を必要とした。調査員には研究班のメンバーと研究協力者があつた。整理と転記に当たっては、個人情報特定されないよう配慮を行った。調査期間は平成20年秋から平成21年度末までの2年間にまたがった。平成20年度に整理が終了した40例については、すでに平成20年度報告書において中間報告を行っている。

3 調査内容

調査内容は以下である。事例によって記録されている内容にかなりのばらつきがあるので、記録から読み取れる限りでの把握となる。巻末に調査転記票を付録として付す。

I 事例の概要

①虐待の種別、②当該児童の性別、③虐待者、④重症度、⑤家族構成、⑥児童相談所での受理経過、⑦当該受理にいたる経過、主訴と受理時の子ども、家族の状況、⑧子ども・家族の状況と支援の推移、⑨通告後の受理、処遇会議、事例検討会の開催経過、⑩現時点での児童相談所とのかかわり、⑪現在の支援体制と子ども・家族の現況

II 家族の生活基盤

①住居形態、②課税状況、③年間世帯収入、

④負債、⑤貯蓄、資産、⑥過去の生活保護受給歴、⑦就学援助など減免措置の利用、⑧医療保険、⑨児童扶養手当等の受給、⑩養育者の職業、⑪養育者の学歴、⑫転居歴、⑬生活程度に対する調査者の判断

III 支援機関の負荷量の評価

①児童相談所、関係機関の子ども、家族との接触回数、②児童相談所と関係機関の接触回数、③子ども・家族と関った関係機関、④子ども・家族に関っている期間

IV 子どもの直面する困難（当該家族の子どもについて以下が該当するかどうか）

①未熟児、②低体重出産、③望まれない出産、④病弱、虚弱、⑤身体障害、⑥知的障害、⑦発達障害、⑧自閉症、⑨言葉の遅れ、⑩いじめの被害、⑪いじめの加害、⑫その他対人関係のトラブル、⑬欠席がち、⑭長期欠席・不登校、⑮暴力的傾向、⑯「非行」・問題行動、⑰施設入所歴、⑱停学・退学、⑲解雇、⑳仕事や学校などの所属先がないこと、㉑子どもだけで生活した経験、㉒児童相談所での相談歴、㉓親身になってくれる家族以外の大人の存在

V 家族の直面する／してきた困難（以下の項目に該当するかどうか）

1) 家族関係

①夫婦間の強い葛藤・不和、②DV、およびその疑い、③育児に関する協力的な関係、④育児に関する非協力的な関係、⑤離婚と復縁など婚姻関係の不安定さ

2) 養育者の心身の状況

①精神病、②神経症、③人格障害、④知的

障害、⑤薬物・アルコール依存、⑥発達障害、⑦その他の疾病、⑧その他の障害、⑨攻撃的、虚言など対人関係上の難しさ

3) 養育者の意識・社会関係

①育児に対する拒否的な感情、②虐待の認識の有無、③支援を受け入れているか、④親身になってくれる支援者の存在、⑤親身になってくれる友人・知人、⑥親身になってくれる親族、⑦職場への安定した帰属、⑧仕事以外の活動や団体への参加

4) 養育者の成人前の経験

①親の死亡、②親の離婚、③親の再婚、④両親の疾病・障害、⑤家族間の葛藤・暴力、⑥経済的困窮、⑦生活保護受給、⑧妊娠・出産、⑨退学・長期欠席、⑩被虐待経験、⑪施設での生活経験

5) 養育者のこれまでの生活上の出来事(時期は問わない)

①火災・災害等の被災、②事故・怪我、③入院、④長期の疾病・体調の不良・病気がち、⑤解雇・失業、⑥返済に困る借金・多重債務、⑦破産、⑧住むところが決まっていなかったこと、⑨たび重なる転居、⑩トラブルに起因する転居、⑪経済的困窮、⑫生活保護受給、⑬拘禁、⑭離婚、⑮配偶者との死別、⑯望まない妊娠・出産

<重症度の判断について>

以下をおおむねの判断基準として、調査者が事例の概要を読み取った上で判断した。

生命の危機あり：身体的虐待等によって、
生命の危機にかかわる受傷、ネグレクト等のため衰弱死の危険性が

あるもの。

重度：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性のあるもの。

中度：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

軽度：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。

危惧：暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

<生活程度に対する調査者の判断>

相談記録から読み取られた家族の状況を総合的に判断して、調査者が以下の項目からもっとも近いものを選んだ。①とても困難に思える、②多少困難に思える、③特に困っていると判断できない、④わからない。

C 結果

以下に示される調査結果のうち、本冊子後半の「平成21年度分担研究報告」に詳細な結果と分析が記載されているものは、カッコで報告者の名前を付した。特に名前の記述がないものは、同じく本冊子後半に掲載されている研究代表者による「総括研究報告」に、詳細な結果と分析が示されている。あわせて参照されたい。

1 調査対象の概要

- ① 5歳49例、10歳28例、14歳・15歳42例の合計119例が分析対象である。男女比は男児が55.5%である。身体的虐待は38.7%、ネグレクトは46.2%、心理的虐待は8.4%、性的虐待は6.7%である。
- ② 5歳と10歳では身体的虐待とネグレクトがそれぞれ半数弱を占め、心理的虐待と性的虐待はごく少数である。14歳・15歳ではネグレクトは半数弱で変わらないが、身体的虐待の比率が減少し、心理的虐待と性的虐待が増加している。
- ③ 重症度は、全体では重度が15.1%、中度が40.3%、軽度が37.0%、危惧ありが5.9%、不明が1.7%である。なお今回の調査では、「生命の危機」は無かった。年齢が上昇するに従って軽度のものが減少し、重度の比率が高くなる。また身体的虐待は軽度(54.3%)、ネグレクトは中度(54.5%)、性的虐待は重度(87.5%)と判断される事例が多い。
- ④ 通告受理時の家族構成は、子どもが父母と同居している「父母+子」世帯は、47.9%と約半数になる。この父母世帯の半数弱が継父母を含むステップファミリーである(中澤報告)。また母子世帯が42.9%、父子世帯が2.5%で、単親世帯の比率が高い。
- ⑤ 調査担当者が相談記録から判断した主な虐待者は、もっとも比率が高いのは「実母」で57.1%である。「継母」は3.4%で、合わせると約6割が母親である。「実父」は12.6%、「継父」

は16.0%で、合わせると約3割が父親である。

2 家族の生活基盤の脆弱性と貧困

- ① 多くの家族が経済的問題を経験している。生活歴の中で、「解雇・失業」の経験が確認されたのは42.9%、借金・多重債務、破産、経済的困窮などの「経済問題」を経験しているのは72.3%である。以下これを「経済問題群」とする。
- ② 生活保護受給世帯は38.7%、非課税世帯5.0%、課税世帯15.1%、課税状況不明の世帯が41.2%である。不明世帯をのぞいて算出すると、生活保護世帯は66.2%、非課税世帯は8.5%で、あわせて74.6%を占める。
- ③ 調査員の判断による生活程度は、「困難」が54.6%、「多少困難」が26.9%、「非困難」が12.6%、不明が5.9%である。「困難」と「多少困難」をあわせると81.5%で、「経済問題」経験の72.3%、生活保護受給・非課税世帯の74.7%と、それぞれ近似している。すなわち全体の4分の3が生活基盤の脆弱な、貧困問題を背景に持つ家族であることが推定される。
- ④ 虐待の種別ごとに見ると、ネグレクトに生活基盤の脆弱な家族の比率が高い。しかしこれはネグレクトのみに集中しているということではなく、全般的に生活基盤が脆弱であることに加えて、特にネグレクトに高いことに注意が必要である。
- ⑤ 家族の生活基盤の脆弱性と、虐待の重症度との正の相関関係が見られた。一方で、子どもの直面する困難と虐待の重症度

の関連は見られなかった（畑報告）。

3 家族関係の変動とDV

- ① 多くの家族が、離婚等家族関係の変動を経験している。これまでの生活歴の中で、養育者のいずれかが離婚を経験しているのは77.3%である。受理時にひとり親世帯であったのは45.4%で、ふたり親世帯に再形成された家族（ステップファミリー）が多く存在する。
- ② ふたり親世帯の62例に限定をすると、主な虐待者が父親（継父を含む）であるものと母親（継母を含む）はそれぞれ24例（38.7%）で、同数である。一般的に母親のほうが子どもと過ごす時間が長く、子育て役割を担うことが多いことから、父親に比較して母親が「虐待者」になるリスクを負いやすい。これを勘案すると、両親世帯において「主な虐待者」が父母同数であるということは、子ども虐待問題における「父親」の問題は一般に考えられるより大きいことを示唆している。
- ③ ステップファミリーは29例である。この29例を分析すると、虐待種別では身体的虐待が多く、虐待者は継父が最も多かった。また子どもの年齢が高くなるにつれて、継父からの虐待が増加している。実母が虐待者となっていた割合は、母子家族、実父母家族、ステップファミリーの順に遞減している（中澤報告）。
- ④ ステップファミリーにおける継父による虐待の背景には、養育者や子どもの心身機能の要因は少なく、家族内での力関係が関係していた（中澤報告）。

- ⑤ 夫婦間の暴力（DV）、あるいはその疑いが見られる家族は26.1%である。

4 養育者の疾病と障害

- ① 多くの養育者が心身の疾病や障害を抱えており、生活と子どもの養育を営む上での脆弱性を持ち不利に直面している。
- ② 39.5%の家族に、養育者のいずれかに何らかの「メンタルヘルス上の問題」（「精神病・神経症」「アルコール・薬物問題」「人格障害」）がある。
- ③ 20.2%の家族に、知的障害がある養育者が含まれている。
- ④ これまでの生活歴の中で「けが・疾病」を経験しているものは、41.2%であり、長期の疾病・体調不良は30.3%、入院が23.5%、事故・怪我10.9%である。

5 養育者の「メンタルヘルスの問題」（澤田報告）

- ① 養育者のいずれかに「メンタルヘルスの問題」が見られるのは、47例（39.5%）である。養育者が精神病・神経症に該当した事例は32事例（26.8%）、アルコール・薬物問題18事例（15.1%）、人格障害13事例（10.9%）であった。
- ② 最も多かった疾患名はうつ病・抑うつ状態で13例（10.9%）であり、統合失調症、躁うつ病などの精神病圏の疾患は各1事例と少なく、不安神経症、パニック障害など不安障害4例（3.3%）であり、診断名不明が13例（10.9%）と多かった。
- ③ 虐待の種別との関連では、ネグレクト55事例中18例（32.7%）、心理的虐

待事例では10例中2例(20.0%)、身体的虐待では46事例中19事例(41.3%)、性的虐待8事例は8事例(100.0%)が、親がなんらかのメンタルヘルスの問題を抱えていた。

- ④ 性的虐待8事例のうち、アルコール・薬物問題は62.5%(5例)、母親に精神病・神経症を認める割合が62.5%(5例)が該当し、父親側にDVまたはアルコールの問題がある事例が5事例(62.5%)見られ、性的虐待は女性側の力が弱い状況下で生じていることが推察された。
- ⑤ 精神病・神経症を有する場合は、約4割以上が自らの困難状況を自覚し受理前に医療機関に支援を求めている。一方、アルコール・薬物問題のみが該当した11事例はすべて受診歴がなく、虐待を通じて支援機関に繋がっている割合が高かった。
- ⑥ 虐待事例の約4割に養育者にメンタルヘルスの問題が認められ、虐待支援における大きな課題と考えられた。精神病・神経症を有する場合は、精神科医療機関に早期支援の可能性が見出されたが、アルコール・薬物問題を抱えている場合、危機的状況となるまで支援機関に繋がらない深刻さが示された。

6 社会的孤立

- ① 支援的な親族・知人が確認できたのは50.4%である。残りの49.6%は社会的な孤立度が高いと考えられる。以下これを「社会的孤立群」とする。
- ② 職場への安定した帰属があるものは父親18.5%、母親12.6%である。仕事以

外の活動や団体への参加が確認できたものは、母親の2例(1.7%)のみである。公的機関で親身になってくれる支援者がいたものは53.8%であり、フォーマル・インフォーマルな関係の双方で孤立的であることが示唆される。

- ③ 親身になってくれる家族以外の大人の存在(大人の存在)があった子どもは37.0%にとどまり、子どものみで生活していた経験のある子どもが13.4%である。子ども自身もまた、孤立的な状態におかれている。

7 子どもの直面する困難

- ① 子ども虐待問題で児童相談所がかかわる家族の大多数には、子どもの問題それ自体に対応と支援が必要な子どもが含まれている。「障害」「いじめ被害」「不登校」「暴力傾向・非行」のうち、何らかの困難を抱えている当該児童は77.3%で、兄弟姉妹では58.0%、当該児童と兄弟のどちらかに広げると、84.9%になる。また50.4%は、当該児童と兄弟姉妹の双方にこうした困難がある家族である。
- ② 子どもにことばの遅れや知的障害等、障害が見られる家族が多い。当該児童では47.1%、兄弟姉妹では34.5%に障害が見られた。21.8%は、当該児童と兄弟姉妹の双方に障害がみられる。兄弟姉妹の「どちらか」に広げると、59.7%になる。
- ③ 多くの子どもが、学校における困難に直面している。例えば当該児童の35.3%、兄弟姉妹の33.6%に不登校がみられる。また当該児童の18.5%が、「いじめ被害」を経験している。
- ④ 当該児童の28.6%に「暴力傾向・非行」

が見られ、兄弟姉妹を含めると 37.8%の家族が、子どもの「暴力傾向・非行」に直面している。

8 不利と困難の複合

- ①子どもの障害（兄弟姉妹を含む）、養育者の知的障害や発達障害等の双方を含めると、家族の中に障害児者がいないのは 119 例中 26 例である。またひとつの家族の中に、複数の家族メンバーの障害が重複している例が多くみられる（藤原報告）。
- ②「虐待」と「子ども・養育者の障害」が、現実の生活の過程、支援の過程で重なりあっている例が多く見られる（藤原報告）。
- ③「子どもの障害」「養育者のメンタルヘルス上の問題」「養育者の知的障害」「DV」といった不利・困難は、その大多数が「経済問題群」「社会的孤立群」と重複している。すなわち経済的困難と貧困、社会的孤立の中での、こうした諸問題である。
- ④「子どものいずれかに障害がある」、「養育者のいずれかにメンタルヘルス上の問題か知的障害がある」、「DV・その疑いがある」のいずれかに当てはまる家族は 79.0%である。子ども虐待がこうした不利・困難と深く連動していることが、示唆される。以下これを「障害・DV群」とする。
- ④こうした諸困難は家族の中で複合している。「経済問題群（72,3%）」「社会的孤立群（49.6%）」「障害・DV群（79.0%）」のいずれにも該当しないのは 3 例（2.5%）のみで、多くは複数の群に属し、35.1%は 3 つの群のすべてに属している。すなわち児童虐待として児童相談所が支援する多くの家族では、同時に経済的貧困、

社会的孤立、障害・DVといった異なる性格の問題・困難が複合している。

9 児童相談所の介入と社会的支援

- ①56.3%が、当該虐待受理以前に児童相談所とのかかわりがある。すなわち支援の経過の中で、虐待として受理する場合が半数近くにはのぼる。また一時保護経験が 52.9%、42.0%が施設入所に至っている。5 年後も入所中であるものは 12.6%である。
- ②最初の相談・受理が虐待以外のものは 34.5%である。すなわち「障害相談」「養護相談」など他の問題が、虐待問題へと転化する事例が多く存在する。
- ③一つの事例への支援には、長い時間的経過がある。最初の受理・相談時点から最後の関わりまでは、平均で 4.6 年、24.4%が 7 年以上で 1 年未満は 18.5%である。
- ④平成 15 年度の当該受理から最後の関わりまでの期間の平均は、2.4 年である。すなわちある年度の通告数の 2.4 倍が累積する支援事例数と推定される。受理前のかかわりを元に推定すると、4.6 倍である。

10 5 歳児における保育所の支援（品川報告）

- ①5 歳事例全 49 例を対象として、保育機関がいわば積極的に関与している群を「関与あり」群（24 例）、保育機関の関わりが確認できない事例、消極的な関与の事例を「関与なし」群（25 例）として分析をすすめる、以下の特徴を確認した。
- ②保育機関が関わっている事例に比較して、関わりが少ない事例ほど重症度が高い傾

向がみられる。関わっている事例は身体的虐待の比率が高く、関わっていない事例はネグレクトが多い。身体的な虐待は発見しやすいため、保育所が支援に関わることができる。その結果として虐待の進行を予防することができる、あるいはある時点で通告につながるため、重症度の違いとなって現れることが考えられる。一方でネグレクトは明確な虐待と判断しにくく、支援の手が遅れるという可能性が考えられる。

- ③保育機関が関わっている事例では、虐待の認識を持ち支援の受け入れに肯定的な比率が高い。肯定的なのは、当初からの親側の要因と、保育機関の努力が考えうるが、具体的な事例の検討では後者の要因が大きいのではないかと予測された。
- ④保育機関が関わっていない事例では、経済的な状況をはじめ、生活の困難度が高い。
- ⑤保育機関が関わっていない事例では、保育機関以外の多様な機関の関わりがある。

11 10歳児における学校での支援（戸田報告）

- ①10歳の28例中、受理時の虐待種別では、身体的虐待とネグレクトがそれぞれ13例ずつで全体の9割以上を占め、心理的虐待と性的虐待は少なかった。
- ②小学校は、当該受理以前には7割が、当該受理以降では8割弱が子どもに対して何らかの対応をしており、まったく学校について記載のない記録はほとんど見られなかった。
- ③子どもの虐待種別に見ると、ネグレクトの場合に当該受理以前から学校が子ども

や家庭に働きかけているケースが多かった。ネグレクトでは大多数に不登校傾向が認められたが、不登校をはじめとして欠食や不潔などの目に見える子どもの状況が、虐待として受理される以前から学校に関わる大きな理由であると考えられる。身体的虐待の場合は、受理以前から学校が関わっていたケースが6割弱で、当該児に病弱あるいは何らかの障害や、暴力・非行傾向が見られることが多かった。

- ④当該受理以降も、児童相談所と連携しながら対応する学校が約8割で、対応の内容は見守りがほとんどであった。

12 14・15歳児における教育機会と社会的自立（大澤報告）

- ①義務教育段階での学校適応において、一時保護や施設入所経験、不登校、問題行動、いじめ被害など、様々な困難が累積しており、安定して学校生活を継続できる状況にはなかった。
- ②特にネグレクトケースで、小学校段階から中学校段階になると急激に不登校状態が広がっていた。そのため、教育権の実質的な保障の観点からネグレクトケースの不登校対応について特に留意する必要があった。
- ③高校進学に関して生活基盤の安定が条件として欠かせず、高年齢児童の社会的養護の重要性は教育機会の保障の観点からも重要であった。
- ④高校進学に際して家庭外的生活基盤を必要としていたケースでは、特に経済的な困難を抱えている傾向が高かった。
- ⑤社会的自立について、高校卒業時点で児

童福祉施設に関連していない場合、児童相談所では現状が把握されていなかった。

- ⑥児童養護施設から就労した被虐待児は、生活基盤の確保と職業選択がセットになっており、その選択肢は極めて限られたものであった。

13 児童養護施設入所の決定過程と児童相談所・家族（栗山報告）

- ①5歳事例の場合、実母によるネグレクトや身体的虐待がその後の成長発達に与える影響を看過できないと判断し、虐待の重症度が中度以上と判断した場合に児童養護施設入所を決定している。
- ②10歳事例の場合、幼児ほど緊急性を要しないまでも、児童の今後の健全な成長発達を考慮した場合や子ども自らが家に帰りたくない意見を表明した場合などは、比較的重症度が低くとも施設入所させている。また、数は少ないが、10歳頃から性的虐待の対象になる可能性があり、家族の中にその要因がなくなる限り施設入所させている。
- ③14・15歳の場合、虐待者は、継父（実父以外の父）の2割には性的虐待が含まれた。性的虐待の被害にあった場合、自らそのことを相談できる可能性が増え、結果として潜在化していた問題が顕在化できる状況が垣間見える。
- ④通常、主な虐待者の傾向として、実母、実父、継父（実父以外の父）の順になるが、施設入所対象児童の場合、実父、実父以外の父の順位が逆転している。
- ⑤家族が抱える生活上の困難について、虐待を主訴とする施設入所を決定する要因とは必ずしもいいきれない。全ての年齢

カテゴリーで、その中心となる課題は、ひとり親（母子・父子）家庭の経済問題であり、生活費や学費等を基盤とする家計状況が整わず施設入所に至る状況が伺える。

- ⑥家族が抱える人間関係と社会的意識については、5歳の場合、意識が高くとも現実的には、具体的に施設入所を回避できるような手だてには至っていない。10歳の場合、特徴的なのは家族関係において親が「精神病・神経症」や「疾病・障害」を抱えながらの子育てを行っていることであり、子どもへの影響は継続的に蓄積された課題がライフタスクに伴って、徐々に表出していく。14・15歳の場合、家族内での問題は一層多様性を増し、それまでは表出しなかった親の新たな問題が家族関係に影響を及ぼしている。
- ⑦養育者の意識としては、それまでに関係機関に相談してきた事例が多く、「支援の受け入れ意識」の高さに繋がっている。年齢が上がるにつれ、親の子どもへの虐待意識が低くなる傾向がある。
- ⑧子どもが直面する困難については、5歳の場合、「障害」が約6割である。10歳の場合、当該児童の兄弟姉妹ともに「いじめ被害」というよりは、虐待によって、「不登校（傾向）」や「暴力傾向・非行」、「障害」が大きく影響する。14・15歳の場合、当該児童の直面する困難は、当該児童の兄弟姉妹が直面する困難とあわせて拡散するが、家族内での問題を内包していても、子どもが、家族以外の人間関係によって支えられていれば、施設入所には至らない場合もある。逆に子ども自身が、施設入所を希望する場合もあり、

事例毎の相違は顕著である。

14 ネグレクト事例の援助展開と終結（横山報告）

- ①援助展開では関係機関との連携が重要な手法となっており、なかでも子どもの日中活動の場である学校・学童・保育所の重要性が確認された。
- ②一時保護利用や児童養護施設入所、ネットワーク会議開催は4割強の事例で実施されていた。
- ③保健所・保健センターや保護課・社会福祉課との連携は、5歳事例よりも10歳、14・15歳事例で増えていた一方で、親族・友人・知人・近隣との連携は、年齢が高くなるにつれて減少傾向にあった。
- ④終結時の判断では、「関係者の見守りにゆだねる」というものが最も多かった。
- ⑤分析対象のうち、高いリスクを伴った終結状況となったものが37例中8例あった。
- ⑥14・15歳事例では就職や進学が決まり終結となっているものの、社会的自立への困難性が危ぐされる事例や障害福祉の支援の必要な事例も複数みられた。

D 考察

1 生活基盤の脆弱性と貧困

多くの家族が経済的困難を経験し、生活基盤の脆弱な中で生活している。例えば、①これまでの生活歴の中で、「解雇・失業」を経験しているのは42.9%、「借金・多重債務、破産、経済的困窮、生活保護受給」などの「経済問題」を経験しているのは72.3%である。②不明を除くと、生活保護受給世帯は66.2%、非課税世帯は8.5%で、

あわせると74.6%である。③調査員の判断による生活程度は、「困難（54.6%）」と「多少困難（26.9%）」をあわせると81.5%である。これらのいずれの指標も、全体の約4分の3の家族が、生活基盤が脆く不安定な中で暮らしていることを示しており、ネグレクト事例にその比率が高い。また52.9%に過去5年以内の転居歴があり、生活の変動を経験していることをうかがわせる。持ち家率は10.1%で、北海道の平均である56.5%に比べて低い。また生活の困難度が高まるほど、虐待の重症度が高くなる傾向がある。

すなわち今日の子ども虐待問題は、貧困を背景としている。したがって子ども虐待対応は、広く社会政策上の貧困対策を基盤とする必要がある。貧困と子ども虐待の因果関係の検討は今後の実証研究の課題であるが、仮説的には、①貧困が家族内の葛藤・ストレスを高めること、②貧困が問題への対応能力を低めることによって、子育ての困難・不利をより増幅させ問題を深刻化・複合化させること、等が考えられる。この場合の対応能力とは、個体還元的な「能力」に限定するのではなく、家族の経済的資源、時間的ゆとり、情報へのアクセス、支援的な社会関係や社会資源の存在等を含む。

2 家族関係の変動

多くの家族が、離婚等家族関係の変動を経験している。離婚を経験しているのは、77.3%である。受理時に母子世帯であったのは42.9%、父子世帯は2.5%であり、ひとり親世帯の比率が高い。また父母世帯の約半数が継父母を含むステップファミリーである。母子世帯の多さを反映して主な虐

待者は全体では母親が多いが、父母世帯に限定すると主な虐待者は父母の比率は同じで、ステップファミリーの身体的虐待では継父からの虐待が最も多い。この継父による虐待の背景には、養育者や子どもの心身機能の問題より、むしろ家族内でのジェンダー問題一力の不均衡が関係している。

離婚や「ひとり親」自体は、ネガティブな指標ではない。婚姻関係を取り結ぶ両性の自由の表れであるし、夫婦間の葛藤や暴力に対処し安定的な生活環境をつくるための手段として積極的な意味を持つ場合もある。しかし一方で家族関係の葛藤に直面することがほとんどであるし、一般的には特に母子世帯という家族の形態は、今日の就労と社会保障の状況を前提とすれば、貧困へのリスクと子育ての不利を高める。また再婚による再形成家族では、夫婦関係に加えて子どもと継父母との関係の葛藤に直面することが多い。

3 ドメスティック・バイオレンス

夫婦間の暴力、あるいはその疑いがある家族は26.1%であり、全体の4分の1が子ども虐待の背景にDVを持っている。DVの目撃が「心理的虐待」にあたるというだけでなく、DVは直接的に家族内の葛藤を高め、虐待のリスクを高める。また被害者の「力」を弱めることを通して、問題への対応能力を低下させ、虐待のリスクを高める。したがって子ども虐待対応にはDV対策と被害者支援が不可欠と考えられるが、本調査での結果もそれを裏付けている。

また、女性が男性に経済的に依存せざるを得ない状況がDV問題の基底にあることを考えあわせると、特に母子世帯の経済的

不利の解消が政策的課題となるが、これは前述の貧困問題・家族関係の変動とのかかわりで考えても同様に重要な課題である。女性が一人でも安心して子どもを育てている環境を社会的に整えることが、子ども虐待とDV対策の基底になければならない。

4 養育者の心身の状況

多くの養育者が心身の疾病や障害を抱えており、生活と子どもの養育を営む上での脆弱性を持ち不利に直面している。39.5%の家族に、養育者のいずれかに何らかのメンタルヘルス上の問題（「精神病・神経症」「アルコール・薬物問題」「人格障害」）がある。また20.2%の家族に、知的障害がある養育者が含まれている。これまでの生活歴の中で「けが・疾病」を経験しているものは、41.2%であり、長期の疾病・体調不良は30.3%、入院が23.5%、事故・怪我10.9%である。

疾病や障害自体は、通常の生活の過程で起こりうることであり、治療と支援体制の充実で不利を緩和しうる。問題は、これが子ども虐待のリスクとなってしまう構造である。前述の貧困や家族変動と家族関係の葛藤、後述する子どもの脆弱性などに関して、生活者の対応能力の有無が問われる場合、特に疾病や障害という脆弱性を抱えた家族に不利と困難が集中することになり、子ども虐待という形をとって表面化する。したがって、①疾病や障害に対する治療と生活支援、②疾病や障害を抱える養育者に対する集中的な子育て支援、③貧困や子どもの脆弱性に対する対応・緩和策のそれぞれが、疾病と障害と子ども虐待の関係を切るために必要である。

5 養育者のメンタルヘルスの問題

心身の状況のうち、特にメンタルヘルスの問題に言及しておきたい。虐待事例の約4割に養育者にメンタルヘルスの問題が認められ、虐待支援における大きな課題と考えられた。精神病・神経症を有する場合は、精神科医療機関に早期支援の可能性が見出されたが、アルコール・薬物問題を抱えている場合、危機的状況となるまで支援機関に繋がらない深刻さが示された。今後、精神保健福祉・医療機関における子育て支援機能の充実を図るとともに、児童福祉、母子保健機関との連携を強化する必要がある。また、精神疾患や薬物依存に関わる教育・啓発が親のみでなく子どもにも必要と考えられた。

6 養育者の障害と子どもの障害

心身の状況のうち、養育者の障害と子どもの障害（後述）について、触れておきたい。被虐待児、そのきょうだい、また虐待者自身が障害を有している例が多く見られた。つまり、障害症状への対応や、きめ細かな配慮を必要とする障害児が、それを優先され難い状況の中で養育され、またそうした生活条件が、障害の表れ方を規定している面もある。社会的養護を必要とする子どもの中に障害児が多いという見方は、偏見を招く怖れがあることから、これまでの研究において、積極的に取り上げられてはこなかったと思われる。しかし、虐待発見に至る過程においては、子どもの福祉、医療、教育にかかわる援助者らは、生活基盤の脆弱さや養育者の障害を手がかりに、子どもを育てることが著しく困難である家族の存在を比較的早期に認識していたことも

窺える。ただし、そうした知見が、その後子どもや家族の支援に十分に活かされていたとは言えない状況である。生活スキルの著しい欠乏や、子どもの養育に際して種々の困難が顕在化している場合においては、「障害との重なり」も視野に入れ、家族形成期の初期段階からの長期的な介入と援助のあり方を検討する必要があると考える。

7 社会的孤立

多くの家族が社会的孤立の中で生活している。支援的な親族・知人の存在が確認できたのは50.4%である。残りの49.6%は社会的な孤立度が高いと推定される。職場への安定した帰属があるものは父親18.5%、母親12.6%である。仕事以外の活動や団体への参加が確認できたものは、母親の2例(1.7%)のみである。公的機関で親身になってくれる支援者がいたものは53.8%であり、フォーマル・インフォーマルな関係の双方で孤立的であることが示唆される。また、親身になってくれる家族以外の大人の存在(大人の存在)があった子どもは37.0%にとどまり、子どものみで生活していた経験のある子どもが13.4%である。子ども自身もまた、孤立的な状態におかれている。

支援的な人間関係・社会資源は、それ自体が対応能力の重要な構成要素である。困難の渦中にある養育者・子どもの精神的な支えという点でも、具体的な支援につながる経路という点でも、支援的な人間関係の果たす役割は大きい。これを欠く孤立的な状態の中で、子ども虐待が生起し、深刻化することが、改めて確認できる。

8 子どもの直面する困難と脆弱性

多くの子どもが困難に直面しており、子ども虐待と、子どもの「育てにくさ」や脆弱性に関わっていることが、確認できる。子ども虐待対応には、子どもを直接支援する資源と政策が不可欠である。

まず子どもに障害が見られる家族が多い。当該児童では47.1%、兄弟姉妹では34.5%に子どもに障害がある。当該児童と兄弟姉妹の双方に障害があるのは21.8%、どちらか一方では59.7%と、全体の6割の世帯に障害を持つ子どもが含まれている。なおここでの障害は前述のように、「病弱・虚弱」「身体障害」「知的障害」「発達障害」「自閉症」「言語遅滞」を大きく「障害」とまとめている。

また当該児童の18.5%がいじめの被害にあっており、不登校（園）は当該児童の35.3%、兄弟姉妹の33.6%である。「暴力傾向・非行」は当該児童の28.6%にあたる。すなわち虐待問題で児童相談所が対応している子どもたちは、同時に学校でのトラブルやつまづきを抱えた子どもが多いことが示唆される。「障害」「いじめ被害」「不登校」「暴力傾向・非行」のうち、少なくともいずれかひとつに直面しているのは、当該児童の77.3%、兄弟姉妹の58.0%で、当該児童の兄弟姉妹の「どちらか」に広げると84.9%となる。9割近い家族に、こうした困難に直面する子どもが含まれていることになる。

こうした子どもの「育てにくさ」や脆弱性は、特に広い意味での対応能力が奪われている家族においては子ども虐待の「リスク要因」となるが、問題はそれにとどまらない。子ども自身を成長と発達の主体と考

えた場合、子ども自身の不利と困難に注目する必要がある。子どもの成長には、子どもらしくすごせる「場」と「人間関係」が必要であるが、家族が虐待的な環境であると同時に学校や保育園でも排除されることは、子どもの発達の基盤の社会的剥奪である。また障害という成長のうえでの脆弱性があることは、よりいっそう「子どもの側に立つ」大人の存在が必要であることを意味するが、養育者がこの立場に立っていないことになる。したがって、障害児の療育や「居心地のよい学校・保育所」は、子ども虐待のリスクを低減させるという意味のみならず、仮に家族における虐待的環境があっても、子どもの不利を緩和し成長と発達を社会的に支える場として、重要な役割を持つ。

9 困難と不利の複合的性格

ほとんどの家族には、生活基盤の不安定・貧困、家族変動、DV、心身の疾病と障害、社会的孤立、障害などの子どもの「育てにくさ」と脆弱性といった不利と困難が、複数重なり合っている。例えば「子どもの障害」を含む家族のうち35.2%は「経済問題」と「社会的孤立」の双方に該当し、この二つのいずれにも該当しないのは11.3%にすぎない。「親のメンタルヘルス問題」でこの二つのいずれにも該当しないものは14.9%、「親の知的障害」では8.3%、DVでは16.1%で、こうした問題を抱える家族の大多数は、「経済問題」か「社会的孤立」のどちらか、あるいはその双方に同時に直面していることになる。

また「障害」や「DV」なども、ひとつの家族に重なり合っている。例えば「子ど

もの障害」を含む家族の 56.3%は、「親のメンタルヘルス問題・知的障害」を同時に含む。またDVに直面している家族の 87.1%は、「親のメンタルヘルス問題」「親の知的障害」「子どもの障害」の少なくとも一つに同時に直面している。

実際の生活の過程においてはこうした不利と困難は、それぞれが独立しているというよりは連鎖・複合していると考えられる。したがって、それぞれに対応する社会資源とともに、それらの関係を切るためのソーシャルワーク的介入が必要である。また、家族の困難を総体として把握するためのアセスメントの枠組み、機関連携を有効に機能させるためのアセスメントと行動計画の共有のための枠組みが、ともに不可欠である。

10 養育者の虐待に対する意識

養育者は、虐待の認識が無い場合も多い。「虐待の認識」があるのは、47.9%である。これは相対的に母親に高く、また身体的虐待に比較してネグレクトに低い。支援を受け入れているのは、73.9%である。多くは児童相談所の介入後に支援的関係を構築できているが、支援について受容的ではないものも約2割近く存在することになる。

11 児童相談所の支援

支援の経過の中で一時保護がなされたのは 52.9%、施設入所がなされたものは 42.0%で、12.6%が調査時点でも施設入所中である。全体の 56.3%が、当該虐待受理以前に児童相談所が何らかのかかわりを持っている。また全体の 34.5%は、最初の児童相談所との関わりが「障害相談」や「養

護相談」など「虐待」以外の事柄である。すなわち児童相談所でのある年度の「虐待受理」事例には、すでに虐待として支援の経過がある事例の再受理と、「虐待以前」の様々な問題が「虐待」へ転化あるいは深刻化していく事例が少なからず含まれている。

児童相談所の最初の関わりから当該受理までの平均期間は全体では 2.3 年、当該受理以前に関わりがあったものに限定すると 4.0 年である。また当該受理から最後の関わりまでの平均期間は、2.4 年である。当該受理をはさんで最初の関わりから最後の関わりまでの平均期間は 4.6 年で、24.4%が 7 年以上と長期にわたり、1 年未満のものは 18.5%にすぎない。

ひとつの「虐待受理」には、虐待問題に限定されない支援の長い経過があることが確認できる。児童相談所をはじめとする関係機関の負荷量は事例の通告と受理数ではなく、事例の累積数を基礎に推計される必要があると考えられるが、これを受理後の平均関わり期間で見ると単年度受理数の 2.4 倍、最初の関わりからの期間で見ると、受理数の 4.6 倍と推計される。

また前述の入所決定過程の調査結果を踏まえると、今後、被虐待児童の児童養護施設入所措置を行う場合は、措置に至る経過として評価システムの機能基盤を整備し、その基盤となるアセスメント機能の強化が必要である。また、児童養護施設と連携をとりつつ、家族関係・親子関係調整プログラム方を具体的に検討し、社会資源の整備とあわせて推進する必要がある。

12 保育所の役割

5 歳の事例では、保育機関が関与してい